

令和7年度
益城中央小学校
P T A 総会

本資料はP T A 総会で使用します。
1年間大切に保管して下さい。

目次

議事

- (1) 令和6年度事業報告
- (2) 令和6年度決算報告
- (3) 令和6年度特別会計報告
- (4) 規約
- (5) 令和7年度役員名簿
- (6) 令和7年度事業計画案について
- (7) 令和7年度予算案について
- (8) お願い
- (9) 学校職員紹介

会則第十条細則第27条により報告致します。

令和6年度 益城中央小学校PTA事業報告(主な行事のみ掲載)

	執行部	研修部	保健体育部	家庭部	生活指導部	図書部	環境整備部	指名委員会	グラスレクリエーション委員会	地区懇談会
4 PTA総会 運営委員会①	運営委員会① 部会①	運営委員会① (同時に1班会議)	運営委員会① 部会①	運営委員会① 年次総会	運営委員会① 益城町PTA連絡協議会 部会①	運営委員会① 運営委員会② 運動会準備会議 運動会	運営委員会① 運営委員会②	運営委員会①	部会①	地区懇談会
5 愛校作業①	運営委員会② 運動会準備・準備会議	運営委員会② 運動会撮影	運営委員会② (1班)	運営委員会② 運動会準備会議 運動会	PTAビーチバレー ボール大会	部会① PTA活動からの 報告集め、撮影等 誌面作成	部会① 運営委員会② 運動会	運営委員会②	運営委員会②	
6	ベルマーク回収	「小学校の1日」撮影 各PTA活動からの 報告集め、撮影等 誌面作成			PTAビーチバレー ボール大会	読み聞かせ	読み聞かせ	部会①・勉強会	部会① 運動会準備会議 運動会	
7	ベルマーク回収	「小学校の1日」撮影 各PTA活動からの 報告集め、撮影等 誌面作成			交通安全指導 (始・終業式) (第2・4水曜)	読み聞かせ	読み聞かせ	執行部、各専門部 役員と事前掛け 連絡	執行部、各専門部 役員と事前掛け 連絡	
8 愛校作業②	人権学習会参加		エプロン補修					愛校作業②		
9 執行部会③	ベルマーク回収 ベルマーク商品購入 上益城人権学習会 参加	1班広報誌発行 校区内保育。 幼稚園へ配布 1班活動終了			交通安全指導	読み聞かせ	読み聞かせ	アンケート配信 執行部会にて共有	アンケート配信 執行部会にて共有	
10 中間監査	ベルマーク回収 学校保健会 参加	クラ活動撮影(2班 益城町学校保健会 図書室の様子撮影 (2班) 行事の撮影等	全体研修会					員選出活動 電話にて依頼活動	員選出活動 電話にて依頼活動	学級活動
11 ヘルメット助成金 体操服リユース活動	ベルマーク回収 県P研修会	2班会議	役員会議	町小学生 駅伝大会						
12 執行部会⑤	ベルマーク最終集計 公民館講座		役員会議					読み聞かせ 読み聞かせ	読み聞かせ 読み聞かせ	
1 運営委員会③	運営委員会③ 公民館講座	運営委員会③ 校区内の危険な 通学路の撮影(役員 各PTA活動の報告 集め、撮影等 誌面作成	運営委員会③ 運営委員会③ 町長懇談会	運営委員会③ 運営委員会③ 町長懇談会	運営委員会③ 運営委員会③ 卒業生コージュ 制作	読み聞かせ	読み聞かせ	運営委員会③ 運営委員会③ 運営委員会③	執行部へ報告 運営委員会③ 運営委員会③	
2 年度末PTA総会 書面決議	ベルマーク回収							監査書類提出		
3 会計監査 体操服リユース活動	会計監査 会計監査	2班広報誌発行 校区内保育。 幼稚園へ配布 2班活動終了 役員会議 会計監査	会計監査 会計監査	会計監査 会計監査	会計監査 会計監査	読み聞かせ	読み聞かせ	会計監査 会計監査	会計監査 会計監査	次年度班編成

令和6年度 PTA一般会計決算報告書

【収入の部】

項目	令和6年度予算額	令和6年度決算額	増減	備考
会費	969,000	1,053,000	84,000	会員323名×3,000円
縁越金	1,547,802	1,547,802	0	前年度縁越金
雑収入	0	245	245	預金利息
合計	2,516,802	2,601,047	84,245	

【支出の部】

項目	令和6年度予算額	令和6年度決算額	増減	備考
運営費	運営費	200,000	236,092	▲ 36,092 ヘルメット助成金他
	会議費	0	0	0
	消耗品費	30,000	10,545	19,455 事務用品代他
	小計 1	230,000	246,637	▲ 16,637
活動費	研修部費	20,000	4,614	15,386 ベルマーク活動費他
	広報部費	80,000	66,440	13,560 PTA新聞代・記録写真代
	家庭部費	70,000	66,600	3,400 コサージュ作り他
	保健体育部費	20,000	7,565	12,435 運動会活動費・球技大会
	生活指導部費	5,000	0	5,000
	図書部費	20,000	11,808	8,192 図書購入費・本の消毒他
	環境整備部費	20,000	4,050	15,950 愛校作業活動費
	指名委員会	5,000	0	5,000
	学級活動	305,200	302,179	3,021 レクレーション活動費
	小計 2	545,200	463,256	81,944
諸費	負担費	250,000	197,243	52,757 県P保険代他
	諸式費	250,000	293,690	▲ 43,690 入学式名札代、卒業記念品
	積立金	0	0	0
	交渉費	10,000	0	10,000
	慶弔費	10,000	0	10,000
	通信費	60,000	60,000	0
	安全互助会費	60,000	52,800	7,200
	小計 3	640,000	603,733	36,267
	体験活動費	30,000	12,000	18,000 お米作り体験
	予備費	1,071,602	0	1,071,602
合計	2,516,802	1,325,626	1,191,176	

収入額￥2,601,047 - 決算額￥1,325,626 = 1,275,421
次年度縁越額 ￥ 1,275,421

会計監査の結果、預金通帳・領収書等適正に処理されていることを
認めましたので、ご報告します

令和 7 年 3 月 27 日

益城中央小学校PTA監査 茅田 香舟 印

益城中央小学校PTA監査 藤本 綾子 印

令和6年度 PTA特別会計報告

収入内訳		支出内訳	
前年度繰越金	1,146,865	郡P広報誌補助金学校へ入金	0
雑収入(預金利息)	161	一輪車・カラーコーン代	14,856
義援金	0		
町P連絡協議会助成金	15,000		
郡P広報誌補助金	0		0
有価物回収収益金	0		
合計	1,162,026	合計	14,856

収入 ¥1,162,026 - 支出 ¥14,856 = ¥ 1,147,170
 差引残高 ¥1,147,170(次年度へ繰り越し)

会計監査の結果、預金通帳・領収書等適正に処理されていることを
 認めましたので、ご報告します

令和 7 年 3 月 27 日

益城中央小学校PTA監査

柴田 香舟 

益城中央小学校PTA監査

藤本 綾子 

益城中央小学校 P T A 会則

第一章 名 称

第1条 この会は、益城中央小学校 P T A と呼び、所在地を上益城郡益城町寺迫 1142 番地益城中央小学校に置く。

第二章 目的及び活動

第2条 この会は、児童の幸福と健全な成長を図るために保護者と教師が協力し、学校・家庭・社会を通して教育活動を推進することを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を遂げる為に次の活動を行う。

- 1 よい保護者・教師となるよう努める。
- 2 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童の生活環境の向上に努める。
- 3 児童の心身の健全な発達と福祉の増進を図る。
- 4 会員の教養と教育的関心の高揚に努める。
- 5 その他教育活動の向上に留意する。

第三章 方 針

第4条 この会は、教育の向上を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

- 1 児童の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- 2 特定の個人・政党または宗教の利益を図るような行為は行わない。

第四章 会 員

第5条 この会の会員となることができる者は、次のとおりである。

- 1 当校に在籍する児童の保護者またはこれに代わる者。
- 2 当校に勤務する校長及び職員。

第6条 会員はすべて平等の義務と権利を有する。

第7条 この会の会員は、会費として1世帯当たり年額4,000円を納める。

但し、途中転出入者に関しては次のとおりとする。

- 1 前期（4月～8月）後期（9月～3月）に分け、それぞれ会費を2,000円とする。
- 2 途中転入者は転入した時期に応じて会費を納める。
- 3 途中転出者には転出した時期に応じて会費の返金を行う。

第五章 役 員

第8条 この会の役員は、次のとおりである。

会 長 1名

副会長 3名

書 記 2名

会 計 2名

庶務 1名（学校職員）

顧問 1名（会長の要請を受け、必要に応じて就任する）

第9条 役員は指名委員会の推薦により総会の承認を得なければならない。

第10条 役員の任期は4月1日に始まり翌年3月31日までの1年とする。ただし指名委員会からの要請の場合は、再任を妨げない。

第11条 役員の任務は次のとおりとする。

- 1 会長は、この会を代表して会務を統括し、総会並びにその他の会議を招集し、全般の運営を図る。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 書記は、会の活動・会合の記録をし、会の通信及び書類を保管し、会長の指示に従ってこの会の庶務を行う。
- 4 会計は、総会が決定した予算に基づいて いっさいの会計事務を処理し、予算の立案に協力するとともに、常に財産の管理を行い、決算においては会計監査委員の監査を経て総会に報告する。
- 5 庶務は、会の活動・会合を円滑にするための業務に努める。
- 6 顧問は、会長の求めに応じて、この会の運営に関して必要な助言を行う。

第六章 委員会等

第12条 この会に次の委員会及び専門部会をおく。

- 1 会計監査委員会 2 地区委員会
- 3 クラスレクリエーション委員会
- 4 指名委員会 5 専門部会

第13条 会員は役員を除きいずれかの委員会または専門部会に所属するものとする。但し重複を妨げない。

第14条 会計監査委員は、総会において指名委員会の推薦により2名を選出する。

- 1 会計監査委員は会務及び会計の状況を監査し、その結果を総会に報告する。
- 2 会計監査は必要に応じて隨時に監査を行うことができる。

第15条 地区委員は各地区より1名を選出する。ただし、20戸をこえる地区では2名、30戸を越える地区では3名を選出することができる。

地区委員は地区の会議及び地区の諸行事を企画運営するとともに、会の常任事項を担当する。

第16条 クラスレクリエーション委員は各学級より2名を選び、学級行事を計画し実施するほか保護者間の連絡調整を行う。

第17条 この会の運営を円滑にするために指名委員会をおく。

- 1 指名委員会は次年度の役員及び監査委員の候補者を選出する。
- 2 P T A役員と指名委員による指名委員会は、P T A会長が会を主宰する。
- 3 指名委員会は、この会の役員及び監査委員の候補者を総会に発表する。

第七章 会議

第18条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。

- 1 総会は定例総会及び臨時総会とし、定例総会は毎年4月及び翌年の3月に開催し、臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき、または会員の十分の一以上の者から要求があったとき開催する。
- 2 総会は会員の五分の一以上の出席によって成立し、議決はその過半数によらなければならない。
- 3 総会において審議し、議決する事項は次のとおりである。

年間事業計画、年間予算決算、会則の制定・変更、役員の承認、その他、会の運営上必要な事項。

第19条 運営委員会は総会に次ぐ議決機関で、この会の活動に必要な事項を審議し、決定することができる。また各専門委員会の連絡調整を行う。

- 1 運営委員会は、役員（8名）・各専門部会の部長・副部長・書記・会計・学校長によって構成する。
- 2 運営委員会は、会長が認めた場合、または学校長の要請によって会長が招集し、会長が司会する。
- 3 運営委員会は、総会の議事日程・年間事業計画・年間予算を立案する。
- 4 運営委員会は必要に応じて特別委員会をおくことができる。

第20条 役員会は、この会の役員と学校長によって構成し、この会の運営上必要と認めたとき、会長が各委員会部長を招集する。

第八章 専門部会

第21条 この会の活動を活発にするために、次の専門部会をおく。

研修部・広報部・家庭部・保健体育部・生活指導部・図書部・環境整備部（旧父親部）

第22条 専門部会の構成・任務は、細則に定める。

第九章 経理

第23条 この会の活動に要する経費は、会費・寄付金・その他の収入による。

第24条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

なお、特別の経理を必要とするときは、運営委員会において協議して決定する。

第25条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第26条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第十章 細則

第27条 この会の運営に関し、必要な細則はこの会則に反しない範囲において運営委員会の議決を得て定め、運営委員会は細則を制定し、または改廃した場合は、次の総会に報告しなければならない。

第十一章 改 正

第28条 この会則の変更は、総会の議決によらなければならぬ。

第29条 この会則は平成22年4月17日より一部改正する。

この会則は平成24年4月20日より一部改正する。

この会則は平成25年4月17日より一部改正する。

この会則は平成27年3月3日より一部改正する。

この会則は、平成28年度特別施行案として、平成28年4月1日に始まり、平成29年3月31日に終わる。

この会則は、平成29年4月1日より一部改正する。

この会則は、平成30年4月1日より一部改正する。

この会則は、令和3年4月1日より一部改正する。

この会則は、令和4年4月1日より一部改正する。

この会則は、令和7年4月1日より一部改正する。

設立年月日は平成16年4月1日とする。

〒861-2244

熊本県上益城郡益城町寺迫1142番地

益城町立益城中央小学校

益城中央小学校 P T A会則の細則

第一章 欠員補充

第1条 会長に欠員を生じたときは、副会長が昇格し、任期は前任者の残任期間とする。

第2条 会長以外の役員に欠員が生じたときは、運営委員会がこれを補充する。

任期は前任者の残任期間とする。

第二章 専門部会

第3条 専門部会は、研修部・広報部・家庭部・保健体育部・生活指導部・図書部・環境整備部によって構成される。

第4条 各専門部会は、部長1名、副部長・書記・会計を数名選出し、会の円滑な運営を図る。この専門部三役はP T A運営委員とする。

第5条 部長および部員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第6条 部長は会議を招集し、会を司会して、その所属業務の遂行にあたる。

第7条 研修部会

- 1 研修部は有価物回収班と研修班の2班で構成する。
- 2 有価物回収班は有価物回収を実施する。有価物回収を実施できない場合は、その他の活動(ベルマーク回収等)を行う。
- 3 研修班は他の地区の地区懇談会に参加する。
- 4 上記のほか各種研修行事に参加する。

第8条 広報部会

- 1 会の広報活動として、会報の編集発行にあたる。
- 2 会報をとおして学校と家庭および地域社会とのコミュニケーションを図る。

第9条 家庭部会

- 1 保護者としての意識向上と役割の自覚をすすめ、自主的な活動研修を行う。
- 2 会員(保護者)の交流を深めるための企画運営を図る。

第10条 保健体育部会

- 1 児童・会員の体位保健向上の企画運営を図る。
- 2 学校の養護・事故防止の問題点への協力及び施設の推進を図る。
- 3 保健体育行事を助成し会員のレクリエーションを企画運営する。

第11条 生活指導部会

- 1 児童の家庭・社会生活並びに児童相互の自主的集団生活の補充に努める。
- 2 学校と家庭との連絡調整を図り、青少年の不良化防止のための活動を企画運営する。
- 3 長期休業中の校外補導について特別な対策を立て、その指導に努める。

第12条 図書部会

- 1 図書を通したPTA活動に興味、関心のある保護者で構成する。
- 2 児童や保護者が本に親しみをもつためのさまざまな活動を行う。
- 3 学校図書館がよりいっそう活用できるための支援を行う。

第13条 環境整備部会

- 1 保護者としての意識向上と役割の自覚をすすめ、自主的な活動に興味、関心のある保護者で構成する。
- 2 会員（保護者）の交流を深めるための企画運営を図る。

第三章 その他の集会

第14条 会長が必要と認める場合は、次の集会を招集し、その会を司会することができる。

- 1 地区委員会
全地区委員を招集し、地区活動・地区間の連絡調整を図る。
- 2 クラスレクリエーション委員会
全クラスレクリエーション委員を招集し、学級・学年活動・学級学年間の連絡調整を図る。
- 3 指名委員会
PTA執行部役員の人選をするにあたり、推薦名簿を作成し、役員候補者の選定にあたる。

第四章 改 正

第15条 この細則は、運営委員会において会員の過半数以上の賛成によって改正することができる。

第16条 この改正の結果は次期総会に報告するものとする。

- この会則は、平成17年4月23日より一部改正する。
- この会則は、平成18年4月22日より一部改正する。
- この会則は、平成25年4月17日より一部改正する。
- この会則は、平成30年4月1日より一部改正する。
- この会則は、令和2年4月1日より一部改正する。

益城中央小学校 P T A 会則内規 第18条関係

役員選出について、原則として次のとおり行う。

保護者から会長1名、副会長3名を選出する。

なお、副会長の中から翌年度の会長1名を選出する。

付則

* この内規は平成17年4月23日より実施する。

* この内規は平成25年4月17日より一部改正する。

P T A 表彰及び弔弔に関する規定

第一章 慶賀表彰

第1条 会員・その他で本校のP T Aの趣旨に添い、次の各項に該当する場合は感謝状または表彰状を贈る。

- 1 会員に奇麗な行為があり、この会の趣旨に合致するときは、運営委員会の決定により表彰する。
- 2 本会のため、その発展向上に寄与された場合は、感謝状を贈る。
- 3 役員・委員として、この会の発展向上に努力した場合は、感謝状を贈る。

第2条 学校職員の異動に際しては、P T Aは歓送迎会を開き、感謝と歓迎の意を表わす。

第二章 弔弔

第3条 弔弔については、下記の場合に行う。

- 1 会員中、不幸にして死亡した場合は、弔弔金5000円を香料として供え、弔電をおくる。
- 2 本校児童及び会員の配偶者が死亡したときは、弔弔金5000円を香料として供え、弔電をおくる。
- 3 役員・学校職員・地区会員はなるべく葬儀に参加するものとする。

第三章 改正

第4条 この規定の改正は、運営委員会の議決を得なければならない。

改正した場合は、後で総会にて報告する。

令和7年度

益城中央小学校PTA役員名簿

役職名	氏名	新学年	児童名
会長	吉海 みどり ヨシカイ ミドリ	5年	詩織
副会長	中村 光司 ナカムラ コウジ ミツキ	6年	奈津
副会長	尾方 昭義 オガタ アキヨシ アキヨシ	5年	晴
副会長	尾方 王人 オガタ キミト キミト	4年	聖奈
書記	三宅 美代子 ミヤケ ミヨコ ミヨコ	5年	統士
書記	濱津 美紀 ハマツ ミキ ミキ	2年	颯来
会計	大内 彩香 オオウチ アヤカ アヤカ	4年	花奈
会計	小原 絵美 コハラ エミ エミ	1年	心結
庶務	令和7年度学校職員		
顧問	田崎 達也 タサキ タツヤ タツヤ	4年	花椰

監査	藤本 綾子 フジモト アヤコ アヤコ	5年	理子
監査	藤 江理加 フジ エリカ エリカ	5年	千遥

令和7年度 益城中央小学校PTA事業(案)(主な行事のみ掲載)

	執行部	研修部	家庭部	保健体育部	生活指導部	図書部	環境整備部	指名委員会	グラスレクリエーション委員会	地区懇談会
4 PTA総会 運営委員会①	運営委員会① 部会①	運営委員会① 部会① (同時に1班会議)	運営委員会① 部会① アンケート配布	運営委員会① 部会①	運営委員会① 運営委員会② 運動会撮影	運営委員会② 運動会準備会議 運動会	運営委員会① 運営委員会② 運動会準備会議 運動会	運営委員会① 運営委員会② 運動会準備会議 運動会	運営委員会① 運営委員会② 運動会準備会議 運動会	地区懇談会
5 運営委員会② 運動会準備・準備会議 愛校作業①	運営委員会② 部会② 運動会準備会議	運営委員会② 運動会撮影	運営委員会② 運動会準備会議 運動会	運営委員会② 運動会準備会議 運動会	運営委員会② 運動会準備会議 運動会	運営委員会② 運動会準備会議 運動会	運営委員会② 運動会準備会議 運動会	運営委員会② 運動会準備会議 運動会	運営委員会② 運動会準備会議 運動会	地区懇談会
6	ベルマーク回収	誌面内容の撮影 各PTA活動からの 報告集め、撮影等 誌面作成	PTAビーチバレー ボール大会 (始・終業式) (第2・4水曜)	交通安全指導 (始・終業式) (第2・4水曜)	部会① 運営委員会② 運動会準備会議 運動会	部会① 運動会準備会議 運動会	部会① 運動会準備会議 運動会	部会① 運動会準備会議 運動会	部会① 運動会準備会議 運動会	
7	ベルマーク回収	誌面作成	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
8 執行部会② 愛校作業②		エプロン補修						愛校作業②		
9 執行部会③	ベルマーク回収	1班広報誌発行 校区内保育。 幼稚園へ配布 1班活動終了			交通安全指導	読み聞かせ			アンケート配信 執行部会にて共有	
10 執行部会④ 中間監査	ベルマーク回収 学校保健会	号外取材				読み聞かせ			執行部会にて依頼活動 電話にて依頼活動	
11 ヘルメット助成金 体操服リユース活動	ベルマーク回収 県P研修会	2班会議			町小学生 駅伝大会	読み聞かせ 読み聞かせ			必要に応じて、数回 依頼電話活動	
12 執行部会⑤	ベルマーク最終集計	号外発行				読み聞かせ				
1 運営委員会③	郡P研修会	運営委員会③ 2班誌面内容の撮影 各PTA活動の報告 集め、撮影等 誌面作成	運営委員会③ 各PTA活動の報告 集め、撮影等 誌面作成	運営委員会③ 卒業生コサージュ 制作	運営委員会③ 運営委員会③ 運営委員会③	読み聞かせ	読み聞かせ	読み聞かせ	執行部へ報告 運営委員会③	
2 年度末PTA総会 書面決議	ベルマーク回収									
3 会計監査 体操服リユース活動	会計監査	2班広報誌発行 校区内保育。 幼稚園へ配布 2班活動終了 役員会議 会計監査	会計監査	会計監査	会計監査	読み聞かせ	読み聞かせ	会計監査	会計監査	次年度班編成

令和7年度予算

【収入の部】

項目	令和6年度予算額	令和6年度決算額	令和7年度予算額	備考
会 費	969,000	1,053,000	1,296,000	会員324名×4000円
繰 越 金	1,547,802	1,547,802	1,275,421	前年度繰越金
雜 収 入	0	245	0	利息他
合 計	2,516,802	2,601,047	2,571,421	

【支出の部】

項目	令和6年度予算額	令和6年度決算額	令和7年度予算額	備考
運 営 費	運 営 費	200,000	236,092	200,000 ヘルメット助成金・研修費
	会 議 費	0	0	0
	消 耗 品 費	30,000	10,545	30,000 事務用品代
	小 計 1	230,000	246,637	230,000
活動費	研 修 部 費	20,000	4,614	20,000 ベルマーク活動費
	広 報 部 費	80,000	66,440	80,000 P新聞発行・記録写真代
	家 庭 部 費	70,000	66,600	70,000 コサージュ作り代他
	保健体育部費	20,000	7,565	20,000 運動会等
	生活指導部費	5,000	0	5,000 安全パトロール
	図 書 部 費	20,000	11,808	20,000 図書購入費・活動費
	環境整備部費	20,000	4,050	20,000 活動費
	指 名 委 員	5,000	0	5,000
	学 級 活 動	305,200	302,179	308,000 児童数440名×700円
諸 費	小 計 2	545,200	463,256	548,000
	負 担 費	250,000	197,243	250,000 町P・郡P・県P負担分担金
	諸 式 費	250,000	293,690	300,000 入学・卒業記念品、祝品代
	積 立 金	0	0	0
	交 涉 費	10,000	0	10,000
	慶弔 費	10,000	0	10,000 お祝い・香典
	通 信 費	60,000	60,000	50,000
	安全互助会費	60,000	52,800	60,000
体 験 活 動 費	小 計 3	640,000	603,733	680,000
	予 備 費	1,071,602	0	1,083,421
	合 計	2,516,802	1,325,626	2,571,421

お願い

児童お迎え時の交通ルールについて

新学年が始まりましたが、どこのご家庭でも子どもが安全に学校へ登校し、無事に帰宅することを心から願っていることと存じます。

さて、お迎え時の交通ルールについて、一部の保護者のルール違反が見受けられると保護者アンケートでも出されています。特に、東門付近に停車中の車があると、車間から児童が飛び出し大変危険です。また、ルートは一方通行ですが逆走される車両もあります。

学校からのプリントで、朝の児童降ろし場所はプール横の東門のみとなっております。下校時は学校のフェンス周りは一切駐停車することができません。
必ず、サブグラウンドまで入ってお迎えをしてください。

私たち保護者が、子どもたちのお手本となり全児童を見守れるようご協力をお願い致します。また、お迎えを頼まれる方にもお知らせして頂きますよう重ねてお願い申し上げます。

益城中央小学校

PTA会長 吉海 みどり

<令和7年度 益城町立益城中央小学校 職員一覧>

年	組	氏 名
1	1	北里 雅代
	2	吉武 七神
2	1	富永 千晶
	2	野崎 優日
3	1	下田 景子
	2	坂井 祐奈
4	1	倉田 文子
	2	西村 英隆
	3	島本 静香
5	1	和田 美紅
	2	佐藤 嵩典
6	1	甲斐 理香
	2	鮫島 香織
	3	坂本 真生
なかよし1		藤川 美千代
なかよし2 教務主任		梅本 美和
なかよし3		村上 茂人
なのはな		齊藤 裕子
くすのき		塚本 美雪

校 長	富永 喜代子
教 頭	津山 美紀
指導教諭 (英語)	原口 順子
初任者指導	武永 春美
理科専科 (5, 6年)	古江 哲哉
児童支援 (理科)	本田 博昭
スマイル教室	長船 輝美
ことばの教室	野口 眞弥
養護教諭	上野 満奈美
栄養教諭 (臨時の任用)	灰瀬 美咲
事務職員	藤江 恵子
ST 後補充	石渕 多希子
初任者後補充	山口 雅子
いきいき益城っ子	城 典子
いきいき益城っ子	上田 初恵
いきいき益城っ子	古閑 美恵子
ドリーム益城っ子	森 憲二
特別支援教育支援員	河地 貴子
英語活動支援員	山本 幸世
ALT	Christopher Evan Turpin
用務員	松原 計士
教員業務支援員	曲田 和歌子
育児休業中	篠原 瞳
育児休業中	園田 美里

